

## 事業事前評価表

### 国際協力機構南アジア部南アジア第二課

#### 1. 基本情報

国名：ネパール連邦民主共和国（ネパール）

案件名：学校セクター開発計画

School Sector Development Program

G/A 締結日：2018年10月5日

#### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパール政府は、国家開発計画である第14次3か年計画（2016/17-2019/20年度）において、教育セクター開発を貧困削減に向けた主要戦略の一つとして掲げ、SDGs（持続可能な開発目標）/EFA（Education for All：万人のための教育）達成に向けた取り組みを行っている。2016年7月に終了した7か年教育開発計画である「学校セクター改革計画（School Sector Reform Plan。以下「SSRP」という。）2009-2016」を通し、教育へのアクセス面における改善が見られ、初等及び中等教育における就学率及び残存率が向上した（基礎教育（1～8年生）の純就学率：83.2%（2009）から89.4%（2016）、中等教育（9～12年生）純就学率23.9%（2009）から37.7%（2016）、基礎教育残存率：62.0%（2009）から74.6%（2016））。一方で、SSRP 合同評価最終報告書では、地域、民族間による教育へのアクセス格差や、それに伴う児童の学力差については引き続き課題となっており、全ての子どもたちへの基礎教育の提供とともに、教育の質の改善が求められている。また、教育マネジメントの面からは、教育行政の地方分権化や住民参加による学校運営が法制度化されているが、地方行政や学校レベルの人材及び予算不足等から十分に機能していない点が指摘されている。

これら課題への対応として、2016年7月からSSRPの後継となる7か年教育開発計画「学校セクター開発計画（School Sector Development Plan。以下「SSDP」という。）2016-2023」では、レベル別（就学前教育、初等教育、中等教育、識字・生涯教育等）アプローチに加え、分野横断的テーマとして①教員マネジメントと職能開発、②学校ガバナンスとマネジメント、③教育行政機関の能力開発、④災害リスク削減と学校安全、⑤モニタリング評価・アセスメント、⑥試験と認証評価、⑦情報通信技術を活用した教育、⑧学校保健の切り口から各種取組を行っている。「学校セクター開発計画」（以下、「本事業」という。）は、SSDPの各種取組を実行するための財政支援として実施し、当国の教育の質の向上、地域・民族間格差の解消、教育行財政マネジメントの改善を促進するものである。

## (2) 教育セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

我が国の対ネパール連邦民主共和国国別協力量針（2016 年 9 月）における開発課題として「教育・保健サービスの向上」が定められ、その下に「万人のための教育」プログラムを設け、基礎教育への支援を実施することとしている。また、対ネパール連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014 年 4 月）において、地方・農村部の貧困削減のため、教育や保健等の基礎的社会サービスの向上が重点課題であると分析しており、本事業はこれら方針、分析に合致する。

JICA は、技術協力「小学校運営改善支援プロジェクト（フェーズ 2）」（2013 年～2018 年）を実施中であるが、2014 年から 3 年間 SSRP 及び SSDP に対する財政支援により、同プロジェクトに関連する学校運営能力強化研修等の予算が SSRP/SSDP の中から割り当てられることとなった。同配分を通じ、学校改善計画の全国普及活動が促進され、同案件の効果拡大に大きく貢献した。また、財政支援に参画することで、財政支援参加ドナーや当国政府に対し、日本の協力の強みや方向性を踏まえて SSRP/SSDP の資金用途を含めた全体計画や政策協議におけるインプットを行うことが可能となり、SSDP の政策過程に財政支援ドナーとして中心的議論に参加することで、日本の技術協力プロジェクトの成果を SSDP の政策・戦略に反映するといった効果が確認されている。

これら日本によるネパール教育セクターに対する取組は、SDGs ゴール 4「すべての人にインクルーシブかつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」にも合致するものである。

## (3) 他の援助機関の対応

SSDP では、前身である SSRP に引き続き日本以外に世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、国連児童基金（UNICEF）、欧州連合（EU）、ノルウェー、フィンランド、オーストラリア、教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education。以下「GPE」という。）が財政支援を行っている。更に 2018 年より、米国国際開発庁（USAID）が財政支援の開始を予定している。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、ネパール政府の SSDP において、他ドナーと協調しつつ既存の制度・枠組みを最大限活用した財政支援を行うことにより、プロジェクト型支援等の成果の政策への反映と普及を図り、もって SSDP の目標である教育の質の向上、教育の地域・民族間格差解消、教育行財政マネジメントの改善に寄与する。

### (2) プロジェクトサイト／対象地域名:ネパール全土

### (3) 総事業費

支援対象プログラム全体の想定資金規模総額：107 億ドル（1 兆 1,773 億円相当）（7 年間）

うち本事業概算協力額（日本側）：9 億円（802 万ドル相当）（2016 年度～2018 年度の 3 年間）

本年度 3 億円（274 万ドル相当）

※支援対象プログラムは 2023 年までであるため、プログラムの進捗、達成度を確認の上、2019 年度以降の拠出を検討予定。

世界銀行：185 百万ドル（2016 年～2021 年）

ADB：120 百万ドル（2016 年～2021 年）

UNICEF：2.5 百万ドル（2016 年～2021 年）

EU：61.6 百万ドル（2016 年～2021 年）

ノルウェー：27.7 百万ドル（2016 年～2021 年）

フィンランド：21.8 百万ドル（2016 年～2021 年）

オーストラリア：9.1 百万ドル（2016 年～2020 年）

GPE：26.9 百万ドル（2016 年～2018 年）

#### （4）事業実施期間

支援対象プログラム：2016 年 7 月～2023 年 6 月（84 カ月）

本事業の贈与実行時期：2018 年 10 月（予定）

#### （5）事業実施体制

1) 支援対象プログラム責任機関：ネパール連邦民主共和国教育省（Ministry of Education, Youth and Sport）

2) 先方政府・参加ドナー共通のモニタリング・評価実施体制：

SSDP の実施、モニタリング、評価については、全て当国政府と財政支援ドナーとが合同で実施することとなっている。ドナー資金は当国政府の口座に直接拠出され、当国の財政制度に基づいて管理・支出される。ドナー資金を含む予算執行管理は教育局プログラム予算課が担当し、三半期ごとに財務報告書を作成し、参加ドナーに提出される。1 年間の成果を合同で評価し、次年度の計画について協議を行う場として、合同予算協議会が年 1 回開催され、同結果を踏まえて、次年度の年次活動計画が策定され、7 月から新年度が開始される。その他に、プログラムの進捗を目標指標の達成具合を含めて確認する合同進捗確認会合が 11 月に実施されている。また財政支援ドナーによるマクロ教育財政の状況や運営についての進捗確認会議が定期的に行われており、我が国もこのすべてのプロセスに参画し、進捗の確認等を行っている。なお、2016/2017 年については、ネパール政府及びドナーにより、SSDP で定められた指標がほぼ達成されたことを確認済みであり、2017/2018 年以降の支援の妥当性が認められている。

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA が実施する技術協力「小学校運営改善支援プロジェクト(フェーズ2)」(2013年～2018年)の学校運営改善の普及展開にかかる支援及び個別専門家「教育アドバイザー」(2012年～2018年)による政策・制度面でのインプットと連携して SSDP に対する財政支援を実施することにより、SSDP の枠組みにおいて技術協力の成果を広く普及・展開し、制度化する。

2) 他援助機関等の援助活動：特になし。

(7) 現地における日本側のドナー合同モニタリング・評価への参加体制：

在ネパール日本大使館の担当官並びに JICA ネパール事務所の教育担当所員及び現地職員、個別専門家「教育政策アドバイザー」が、各種会合等へ参加し、進捗を確認する体制となっている。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：SSDP では学校教育の無償化や僻地における学校建設や移動教育の実施等の活動を行っており、貧困層の教育へのアクセス向上に貢献している。また、低カーストを対象とした奨学金プログラムを実施しており、さらに、貧困カードを導入してカード所持者を対象にした奨学金の供与、貧困家庭児童への現金供与を予定している。

3) ジェンダー分類：[ジェンダー案件]GI (S) ジェンダー活動統合案件  
<活動内容/分類理由>SSDP において女子生徒を対象とした奨学金支給プログラムの実施や、全ての学校に女子トイレを建設する内容が含まれているため。

(9) その他特記事項：特になし。

**4. 事業効果**

(1) 定量的効果

1) アウトカム (運用・効果指標)

指標名	基準値 (2015/16年)	目標値 (2020/21年) 【支援対象プログラム 5年目】
基礎教育 (1～8年生) 純就学率 (%)	89.4	95.0

基礎教育（8年生）修了率（%）	69.6	85.0
基礎教育における非就学児童率（%）	10.6	5.0
初等教育（5年生）の学習到達度（%）	算数 48.0	56.0
	ネパール語 46.0	59.0
	英語 47.0	57.0
初等教育（8年生）の学習到達度（%）	算数 35.0	55.0
	ネパール語 48.0	57.0
	理科 41.0	55.0

（2） 定性的効果

- ・ 授業を受けやすい安全な学校環境、学校に通いやすい学びの環境の提供。
- ・ 地域間及び民族間における教育格差の減少。
- ・ 教育開発予算の適切な配分の実施。

## 5. 前提条件・外部条件

（1） 前提条件：特になし。

（2） 外部条件：当国政府の就学前教育、初等教育、中等教育、識字・生涯教育等にかかる方針が変更されず、SSDP が計画どおり実施される。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ベトナム社会主義共和国「第3・4・5次貧困削減支援借款」（2004年～2006年）やインドネシア共和国「開発政策借款」（2005年～2008年）の事後評価結果（それぞれ評価年2007年、2009年）等から、財政支援型の援助の成果発現のためには、政策レベルでの議論と現場レベルでの技術協力との連携（具体的には、政策レベルで議論された政策課題を現場の技術協力につなげ実効性を高める、現場での問題意識や課題を政策対話に持ち込む等）が重要であるとの教訓が得られている。

本事業においても、教育の質の向上、地域、民族間の教育格差解消、教育行財政マネジメントの改善という成果の発現のために、本事業による財政支援、個別専門家による政策レベルでのインプットと技術協力による活動との連携を取りながら進めていく計画である。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、ネパール政府が実施する学校セクター改革計画の推進を通じて教育の質の向上、教育の地域・民族間格差解消、教育行財政マネジメントの改善に資するものであり、SDGsゴール4「すべての人にインクルーシブかつ公正な

質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

支援対象プログラム 5 年目時点で被援助国政府や参加ドナーにより実施される共同レビューまたは評価に日本政府／JICA が参加し実施。

以 上